

検証報告書における提言	
1	区及び生活圏を単位とした支援体制の強化の必要性
①	区を単位とした相談支援体制のあり方について
②	各区を中核とした児童相談所との連携強化の必要性
③	子ども福祉分野における各区の生活支援担当の役割発揮の必要性
④	子どもの生活圏における支援体制構築の必要性
⑤	保育施設における虐待事案への対応強化の必要性

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針			取組内容	令和 5 年度から令和 6 年度の 取組状況	令和 5 年度から令和 6 年度の 取組に対する自己評価	今後の取組内容	取組 区分	担当部
①	ア	子ども家庭総合支援拠点を整備するなど、区を単位とした相談支援体制を整え、妊娠期から出産・育児まで切れ目のない支援を行う。	○アセスメントをふまえリスクの段階に応じた必要な支援を継続的に実施する体制を整える。	新規取組の実施状況を把握し、事業の体制整備、区のバックアップを行った。 こども家庭センター設置に向け、児童福祉の観点から協働が必要な世帯を明確化し、リスクに応じた重点化した母子支援を目指し、母子保健における特定妊婦の取り扱いについて検討を行い、アセスメントシートを作成した。 また、伴走型相談支援の運用にあたり、新規で区に配属された会計年度任用職員や保健師等への研修を実施し、支援体制の充実を図った。 家庭訪問記録票記入マニュアルを「母子保健におけるハイリスク支援マニュアル」として再編成し、母子保健におけるハイリスク支援の考え方やこども家庭センターの母子保健の役割について整理した。さらに、令和 6 年度には虐待予防に関する基礎的な研修として、こども家庭センターにおける母子保健の役割、新設マニュアルの概要、児童虐待の観察ポイント、関連する司法制度について 2 回連続講座とオンデマンドにて実施した。	母子保健相談員の増員により、妊娠期の支援の拡充を図り、妊娠期からの継続的な支援の充実を図ることができた。 令和 6 年度のこども家庭センター設置に伴い、マニュアルを整理し、円滑な連携ができるよう体制整備を行うことができた。	・支援者のスキルアップのため、研修会を実施し、支援体制の充実を図る。	継続	子) 子育て支援部 区) 保健福祉部
			○関係部署・関係機関において、支援対象世帯が抱える課題と支援方針を共有することができ、支援開始後も世帯の状況の変化に合わせて支援方針の再検討を行いながら、切れ目のない支援を行うことができる体制を整える。 ※令和 3 年 6 月死亡事例の検証報告を踏まえ取り組む内容と一体化	令和 4 年改正児童福祉法（令和 6 年 4 月施行）に基づき、「こども家庭センター」を各区保健センターに位置付けた。センター長は各区健康・子ども課長が担うとともに、中央区、北区、東区の 3 区に「おやこ支援担当係長」を新設した上で、他 7 区においては、センター長が統括支援員を兼ねる取扱いとしている。 【令和 3 年 6 月死亡事例を踏まえた取組状況】 引き続き、家庭児童相談室において継続的な関わり（継続指導）を行う世帯について、支援方針や支援計画を策定する。また、複数の機関が関与すべき世帯については、要保護児童対策地域協議会の枠組みや在宅支援アセスメントシートを活用の上、関係機関が把握している世帯の状況を共有し、支援方針や具体的な支援策を検討する。	「こども家庭センター」を設置し、「おやこ支援担当係長」を新設したことで、母子保健機能と児童福祉機能の調整機能を高めることができ、一体的な支援を促進することができた。	令和 6 年度から中央区、北区、東区に「おやこ支援担当係長」を新設し、令和 7 年度からは白石区、豊平区、西区へ配置。配置区の効果を整理した上で、おやこ支援担当係長の更なる配置拡大を検討していく。	拡充	子) 児童相談所 区) 保健福祉部
			○複合化・複雑化した福祉課題を抱える世帯等への支援について、モデル区での複合支援推進会議等の活用により、子育て分野との連携も含めた効果的な支援方針を検討する。	支援調整課を北区と東区に加え、厚別区と南区の区保健福祉部にもモデル区として設置し、保健福祉業務の経験を有する職員を配置。全市展開を目指し、支援調整課の役割等について整理を行った。	支援調整課の役割等を整理したことにより、全市展開に向けた課題を整理することができた。引き続き、モデル区の共通認識を深めていく必要がある。	令和 7 年度からの支援調整課の全市展開に向けて、各区がスムーズに業務をスタートできるように準備を行う。	拡充	保) 総務部

検証報告書における提言	
1	区及び生活圏を単位とした支援体制の強化の必要性
①	区を単位とした相談支援体制のあり方について
②	各区を中核とした児童相談所との連携強化の必要性
③	子ども福祉分野における各区の生活支援担当の役割発揮の必要性
④	子どもの生活圏における支援体制構築の必要性
⑤	保育施設における虐待事案への対応強化の必要性

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針			取組内容	令和 5 年度から令和 6 年度の 取組状況	令和 5 年度から令和 6 年度の 取組に対する自己評価	今後の取組内容	取組 区分	担当部
②	イ	家庭児童相談室を中核とした各区の要対協の機能強化を図るとともに、児童相談所との連携強化を進める。	○地域資源を活用しながら面的支援を行うことができる区と、重大・緊急案件に対して一時保護等の行政処分権限を有して対応する児童相談所が、それぞれの役割・強みについて理解し、役割を果たしながら支援を行う体制を整える。	見直し後のモニタリング制度を継続運用し、関係機関による平時からの見守りを強化する。	児童相談所・区家庭児童相談室それぞれの適正や強みをより生かした運用を行うことで、虐待のリスク要因がある世帯について、要対協の枠組みの中でリスク変化を早期に把握し、必要な支援策を講じることが可能となった。	モニタリング制度について、見直し後の制度について継続して実施し、関係機関による平時からの見守りを強化する。	継続	子) 児童相談所 区) 保健福祉部
③	ウ	子ども福祉分野において生活支援担当が果たすべき役割を明確化し、組織における方針を徹底する。 ※令和 3 年 6 月死亡事例の検証報告を踏まえ取り組む内容と一体化	○生活支援担当において本事例を風化させることなく、果たすべき役割の重要性を認識し、「子どものいる世帯に対し適切な支援」を行う運営体制を確立する。	・職位や経験に合わせた研修の中で、児童虐待に関すること、本事例を踏まえた生活支援担当として子ども福祉分野における果たすべき役割の重要性を説明し、認識の深化を図る。 ・「子どものいる世帯に対する適切な支援」については、引き続き令和 5 年・6 年度も重点事項に位置付け、事項別監査の項目とし監査を実施する。また、令和 5 年・6 年度生活支援業務実施方針においては、全ての区で子どものいる世帯に対する支援を重点事項に掲げ支援を実施することとしている。 【令和 3 年 6 月死亡事例を踏まえた取組状況】 (研修の実施・グループワーク研修の実施・他機関との連携の重要性の周知に) 引き続き取り組んでいく。	本庁監査において認められた、支援が十分でない状況の世帯に対し、速やかな是正改善が行われ適切な支援につながった。一方で、重点事項に位置付けて 3 年度が経過しているが、生活支援担当に従事する全ての職員への浸透を引き続き図る必要がある。	職位や経験に合わせた研修の実施と、本庁監査における、「子どものいる世帯に対する適切な支援」の実施状況を引き続き確認する。	継続	保) 総務部 区) 保健福祉部
④	エ	子どもと関わる機関や地域の支援団体とのつながりを深め、顔の見える関係性を構築し、地域全体で子どもを重層的に見守る環境を整える。	○子どもコーディネーター、学校、児童相談所、家庭児童相談室など子どもと関わる機関と地域の支援団体が連携し子どもの問題についての情報を共有しながら、様々な角度から子どもたちを見守り在宅で生活できるよう支援する体制を整える。	・子どもコーディネーターが市内全域を巡回し、児童相談所、区家庭児童相談室、学校等各関係機関との連携を継続した。令和 6 年度は子どもコーディネーターを 1 名増員し(7 名→8 名)、巡回先を認可外保育施設に拡大して実施している。 ・生活保護受給世帯の子どもの支援に関し、子どもコーディネーターと各区保護課との連携を深めるため、子どもコーディネーターと各区保護課の研修を実施した。	・子どもコーディネーターと他機関との連携体制が維持・強化されている。	・児童会館、子ども食堂、若者支援施設等子どもにかかわる施設・団体への子どもコーディネーターの巡回を継続し、令和 6 年度から巡回先として拡大した認可外保育施設との関係構築に取り組む。	継続	子) 子ども育成部
				養育支援派遣事業について、児童福祉法改正で新設される「子育て世帯訪問支援事業」へ移行したことに加え、受託事業者を 3 事業者から 6 事業者に拡大した。	子育て世帯訪問支援事業について、受託事業者を拡大し、支援を必要とする世帯にサービスを提供することができた。	子育て世帯訪問支援事業について、今後、サービスをより多くの世帯に柔軟に提供できるよう、受託者拡大に向けて事業者との調整を進める。	拡充	子) 児童相談所

検証報告書における提言	
1	区及び生活圏を単位とした支援体制の強化の必要性
①	区を単位とした相談支援体制のあり方について
②	各区を中核とした児童相談所との連携強化の必要性
③	子ども福祉分野における各区の生活支援担当の役割発揮の必要性
④	子どもの生活圏における支援体制構築の必要性
⑤	保育施設における虐待事案への対応強化の必要性

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針			取組内容	令和5年度から令和6年度の取組状況	令和5年度から令和6年度の取組に対する自己評価	今後の取組内容	取組区分	担当部
④	エ	子どもと関わる機関や地域の支援団体とのつながりを深め、顔の見える関係性を構築し、地域全体で子どもを重層的に見守る環境を整える。	○子どもコーディネーター、学校、児童相談所、家庭児童相談室など子どもと関わる機関と地域の支援団体が連携し子どもの問題についての情報を共有しながら、様々な角度から子どもたちを見守り在宅で生活できるよう支援する体制を整える。	児童生徒の悩みや困りの背景には、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒がおかれている環境に問題が複雑に絡み合い、学校だけでは解決が困難なケースも多く、教育の分野に関する知識に加えて、 <u>社会福祉等の高度な専門的知識や経験を有するSSWを学校に配置した。</u>	【令和5年度】 ○派遣型12名 教育委員会に配置し、申請があった学校へ随時派遣。（3つのエリアに1名ずつ配置されている3名のスーパーバイザー含む） ○巡回型5名 各区（10区）にあたる拠点校に配置し（一人2区担当）、担当区の小学校を巡回。 ○スーパーバイザー4名。（1名は教育委員会に配置。3名は各エリアに1名ずつ配置） 【令和6年度上半期】 ○学校配置型 15名 10区を5エリアに分け、各エリア3名体制で担当スクールソーシャルワーカーとして各学校に配置。 ・スクールソーシャルワーカー（10名） ・スクールソーシャルワーカースーパーバイザー（5名） ○巡回スクールソーシャルワーカー（5名） 各区（10区）にあたる拠点校に配置し（一人2区担当）、担当区の小学校を巡回。 ○外部スーパーバイザー（3名） 活用事業に関わるサポート、スクールソーシャルワーカーへの助言、スーパービジョンを行う。	○学校配置型 15名 10区を5エリアに分け、各エリア3名体制で担当スクールソーシャルワーカーとして各学校に配置。 ・スクールソーシャルワーカー（10名） ・スクールソーシャルワーカースーパーバイザー（5名） ○巡回スクールソーシャルワーカー（5名） 各区（10区）にあたる拠点校に配置し（一人2区担当）、担当区の小学校を巡回。 ○外部スーパーバイザー（3名） 活用事業に関わるサポート、スクールソーシャルワーカーへの助言、スーパービジョンを行う。	拡充	教）学校教育部
				・ <u>手稲区及び西区において、訪問型子育て支援事業（ホームスタート）の試行実施中。</u> ・子育てサロンの開催（相談支援）や出前子育て相談の実施、地域の子育てサロン支援を行った。 ・子育て世帯の負担を軽減し、児童虐待の未然防止に資する取り組みを検討した。	・ <u>行政が提供する子育て支援サービスの利用に消極的な子育て世帯や社会的に孤立した世帯にアプローチをすることにより、育児負担感の軽減に繋げることができた。</u>	・ <u>機会を捉えて事業周知を行うほか、家庭訪問型子育て支援事業（ホームスタート）の本格実施に向けて、事業構築を行う。</u>		
⑤	オ	保育施設における虐待事案への対応を強化する。	○保育施設は、児童虐待防止に努め、関係機関と連携する役割があることを認識する。 ○虐待が心配される子どもや世帯について、保育施設が児童相談所、家庭児童相談室などの関係機関と円滑に協力し、支援に関わる。	・虐待に関する具体的なポイントをまとめたパンフレットを作成・配布し、虐待防止の気づきと児童相談所等の相談機関への速やかな情報提供を促した。 また、夜間保育時間帯での巡回訪問を実施し、状況把握、及び情報共有など連携を図った。 ・引き続き、児童相談所と連携して虐待防止に関する研修を実施し、継続して児童虐待防止の意識付けを図っていく。	児童虐待防止ハンドブックのダイジェスト版の配布及び研修会での児童相談所からの説明及び夜間保育実施施設への巡回訪問の実施により、児童虐待事案への対応について理解を深めてもらうことに寄与したものと考える。	児童虐待防止ハンドブックの活用に加え、児童相談所が主催する研修会への参加を促すなど、継続して児童虐待防止に関する意識を持つことができるような取組を実施する。 夜間保育実施時間帯での巡回指導実施や児童相談所と指導担当係が連携し、認可外保育施設職員を対象とし研修会を継続する中で、早期発見及び施設と相談機関との速やかな情報提供を促していく。	継続	子）子育て支援部 子）児童相談所

検証報告書における提言	
2	母子保健体制の見直し、乳幼児健診の改善の必要性
①	① 日常的業務（保健師活動・乳幼児健診）の徹底
②	② 地域住民の健康増進に寄与するための保健師活動の再考の必要性
③	③ 母子保健活動の中での地域精神保健の役割の強化

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針			取組内容	令和 5 年度から令和 6 年度の 取組状況	令和 5 年度から令和 6 年度 の取組に対する自己評価	今後の取組内容	取組 区分	担当部
①	ア	保健師の基本的な支援活動 や乳幼児健診が果たす役割を 再認識し、日常的業務の徹底 を図る。	○ケース支援における活動計画を的確に行い、各種マニュアルに基づいた日常業務の徹底を図る。	虐待予防や訪問指導に関する研修を開催し、保健師の基礎的な能力のスキルアップを図るとともに、引き続き、各種マニュアルに基づいて訪問・記録、組織での共有を行い、組織的に支援方針を決定した。	マニュアル上の手順や業務を再整理し、組織的にケース支援の計画立案、進捗管理を実施できるよう体制整備を行った。	保健師の基礎的な能力のスキルアップを図るとともに、各種マニュアルに基づいて訪問・記録、組織での共有を行い、組織的に支援方針を決定する。	継続	子) 子育て支援部 区) 保健福祉部
			○乳幼児健診の果たす役割について各自が重要性を認識し、カンファレンスを有効に活用し日常的な業務の徹底を図る。	乳幼児健診が果たす役割について、各自が重要性を認識できるよう、引き続き組織としての意識の醸成を図る。 また、気になる親子を見落とさないために、すべての職員がマニュアルに基づいた手順を確実に実施し、適切なアセスメントのもと未受診対策等を実施する。	乳幼児健診に従事する全ての職員が役割の重要性を再認識することで、気になる親子を見落とさない管理体制の強化を図ることができた。	乳幼児健診の果たす役割について各自が重要性を認識し、健診やカンファレンスの実施に努めると共に、未受診や経過観察者等についても、マニュアルに定めた手順の確実な実施によりフォロー体制の徹底を図る。	継続	
②	イ	地域住民の健康増進に寄与する保健師活動体制のあり方を検討する。	○各区の保健師が地域住民の健康課題を把握し、区の実情に応じた課題解決の取り組みを実践していく。	各区の個別支援を通じた取り組みのほか、思春期ヘルスケア普及啓発事業において、各区の思春期に関する実情に応じた方法にてネットワーク構築を行った。	各区の個別支援を通じた取り組みのほか、思春期課題のネットワークから見えた課題に応じた方法で、課題解決に向けた取り組みを実施した。	・思春期保健における教育分野との連携を継続する。	継続	子) 子育て支援部 区) 保健福祉部
③	ウ	母子保健活動の中での地域精神保健の役割を強化する。 ※令和 3 年 6 月死亡事例の検証報告を踏まえ取り組む内容と一体化	○精神保健的なアプローチを要するケースについて、母子保健部門が精神保健部門と連携し支援の強化を図る。	・複雑な成育歴や困難な背景を持つ母親の理解を深めるため、困難を抱える妊婦支援の研修開催によりアプローチの幅を広げる。 ・関連研修に本庁の職員が参加し、精神保健分野の職種との相互理解を促進し、連携によるさらなる支援強化を図った。 ・グリーフケアについて、母子健康手帳の交付の場面等、すべての妊婦への必要な情報提供ができるよう手法を検討した。 【令和 3 年 6 月死亡事例に係る取組状況】 ・関係部署・関係機関との連携を密にし、情報や支援方針の共有を図るとともに、必要に応じて、精神保健福祉相談員への相談や精神保健福祉センターのコンサルテーションを活用するなど、多角的な視点からアセスメントを行い、各々の不足を補うよう役割分担をふまえた重層的な支援を実施した。また、関係機関相互での丁寧な情報共有により、日々変化するケース支援の中でも、精神保健の観点でタイムリーなスーパーバイズを得て、支援を展開した事例もあった。 ・妊娠期からの切れ目のない支援を効果的に行うことができるよう、特定妊婦の支援について研修を実施し、保健師だけではなく事務職の参加も見られた。 ・精神保健福祉相談員の専門性を一層向上させていくため、人材育成ビジョンを踏まえうえで、体制強化に関する精査や研修カリキュラムの一部見直しなど各種調整を図った。	・心理相談員の全区配置が整い、心理的なアプローチを行うための安定的な相談・支援体制が整備された。支援の質の向上については、引き続き連携や研修会等を行いながら取り組んでいく必要がある。 ・グリーフケアについては、すべての妊婦を対象に必要な情報が行き届く体制を整備することができた。 ・精神保健福祉相談員について、（前年度に引き続き）一部区の設定数増が認められた。	・困難な背景を抱える母の理解を深め、さらなる支援を強化できるよう、引き続きケースの状況に応じた連携や柔軟な対応を行っていく。 グリーフケアについては、精神保健分野と連携し、グリーフや自殺対策に関する研修会を開催する。 ・精神保健福祉相談員について、現在、総務部主導にて進められている「区保健福祉部の在り方検討（令和 8 年度組織改編）」での議論を通じて、区役所の相談支援機能を強化していくうえで必要となる（相談員の）具体的な業務体制の在り方を精査するなど調整を進めていく。	継続	保) 障がい保健福祉部 子) 子育て支援部 区) 保健福祉部

検証報告書における提言	
3	アセスメントと支援方針の共有を軸とする協働体制の構築と進行管理の徹底の必要性
①	要対協の機能強化及び対象範囲の拡大
②	在宅支援アセスメントシートの更なる活用の必要性
③	各職場単位での組織マネジメントの徹底の必要性
④	各職場で協働の文化を醸成する必要性
⑤	支援の連続性を担保し、ニーズ・リスクの変化に対応する進行管理のあり方の再検討

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針			取組内容	令和 5 年度から令和 6 年度の 取組状況	令和 5 年度から令和 6 年度の 取組に対する自己評価	今後の取組内容	取組 区分	担当部
①	ア	要対協を有効に運用するための機能強化や運用方法の見直しを進める。	○要対協の各関係機関が、要対協の個別ケース検討会議を開催できることを理解しており、支援が必要な子どもや世帯がいる場合に、機動的に要対協を開催し、関係機関が当事者意識をもって支援に当たる。	関係機関に対し、要対協の個別ケース検討会議を開催できる旨を記載している児童虐待防止ハンドブックの配布や説明等を継続して行い、積極的に個別ケース検討会議を開催した。	要対協個別ケース検討会議の検討事例数も増加しているため、要対協の各関係機関における個別ケース検討会議に関する理解が進んでいる。	関係機関に対し、要対協の個別ケース検討会議を開催できる旨を記載している児童虐待防止ハンドブックの配布や説明等を継続して行い、積極的に個別ケース検討会議を開催する。	継続	子) 児童相談所 区) 保健福祉部
②	イ	児童虐待調査や支援の過程における在宅支援アセスメントシートの活用の徹底を図る。	○在宅支援アセスメントシートを活用して児童虐待調査結果報告を行い、支援の過程で得た情報を随時在宅支援アセスメントシートに反映させ、組織で共有し、必要な支援に活用する。	今後も、世帯の状況や課題を明確化し、具体的な支援方針や関係機関の役割分担を検討するために、在宅支援アセスメントシートの活用を徹底していくとともに、研修を実施し、全職員が理解している状況を維持する。	虐待通告受理時や支援の過程で得た子どもや養育者などの状況の変化を在宅支援アセスメントシートに反映させ、報告による共有と組織的な検討を行うことができている。	今後も、世帯の状況や課題を明確化し、具体的な支援方針や関係機関の役割分担を検討するために、在宅支援アセスメントシートの活用を徹底していくとともに、研修を実施し、全職員が理解している状況を維持する。	継続	子) 児童相談所 区) 保健福祉部
③	ウ	各職場単位での組織マネジメントの徹底を図る。	○情報共有を徹底し組織として統一した方針による支援を実施する。	マニュアルに基づいた手順や業務を確実に実施し、支援方針の共有や検討について組織的に取り組むことでリスクの変化を見落とすことがないよう管理を徹底した。こども家庭庁設置に伴う施策展開や伴走型相談支援事業、こども家庭センター設置等の開始に合わせて、マニュアルの改訂・研修会を実施することで、組織的な支援方針の統一化を図った。	ケースの進捗管理については、適時システムを活用し組織的な管理が行えた。ケース支援については、組織での情報共有や支援方針の検討によりマネジメントの徹底につながっている。	マニュアルに基づいた手順や業務を確実に実施し、支援方針の共有や検討について組織的に取り組むことでリスクの変化を見落とすことがないよう管理を徹底する。	継続	子) 子育て支援部 区) 保健福祉部
			○各所属において業務・部下のマネジメントを適切に実施する。	自己申告の実施や服務に関する通知を発出する際に、「管理監督者の心得」を参照するよう案内し、管理監督者が果たすべき役割の周知徹底を図った。また、新任役職者向けの研修においても、「管理監督者の心得」を活用するなど、マネジメントに関する内容を含めたものとしている。新たに係長職に昇任した職員に対しては、冊子形式でも配布した。加えて、管理職マネジメントの充実を図るべく、管理職を対象としたマネジメント目標の設定の義務付け、重要マネジメント項目の設定といった、自己申告・人事評価制度の見直しを行った（R5. 4. 1 付け施行）。	部下職員のマネジメントの基本について周知徹底を図ることにより、各職場におけるマネジメントが着実に遂行される一助となった。また、上位の職位への昇任という時期をとらえ、管理監督者としての意識付けを行うことができた。	令和 6 年度についても、研修、通知、「管理監督者の心得」の配布など、あらゆる機会をとらえ、マネジメントの基本の定着を図ることに加え、管理職の更なるマネジメント力向上策について検討していく。	継続	総) 職員部
			役職者向けの研修を通して、組織マネジメント能力の向上を図る。	役職者向けの研修において、協働の視点の重要性を意識付けする内容のカリキュラムを実施した。	「管理監督者の心得」を実践するためのチェックシートや、グループワークによる具体的事例検討を通して、組織マネジメントや協働意識について学ぶ、効果的な研修を実施することができた。	引き続き、役職者を対象とした研修において、組織マネジメントや協働意識について学ぶカリキュラムを取り入れる。	継続	総) 職員部

検証報告書における提言	
3	アセスメントと支援方針の共有を軸とする協働体制の構築と進行管理の徹底の必要性
①	要対協の機能強化及び対象範囲の拡大
②	在宅支援アセスメントシート of 更なる活用 of 必要性
③	各職場単位での組織マネジメント of 徹底 of 必要性
④	各職場で協働 of 文化を醸成 of 必要性
⑤	支援 of 連続性を担保し、ニーズ・リスク of 変化に対応する進行管理 of あり方 of 再検討

【取組区分】
今後の取組 of 方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針			取組内容	令和 5 年度から令和 6 年度 of 取組状況	令和 5 年度から令和 6 年度 of 取組に対する自己評価	今後の取組内容	取組区分	担当部
④	エ	各職場単位で管理職を中心とした職員の意識 of 向上を図り、協働 of 文化を醸成する。	○生活支援担当において本事例を風化させることなく、果たすべき役割 of 重要性を認識し、「子どものいる世帯に対し適切な支援」を行う運営体制を確立する。 ※令和 3 年 6 月死亡事例 of 検証報告を踏まえ取り組む内容と一体化	・職位や経験に合わせた研修の中で、児童虐待に関すること、本事例を踏まえた生活支援担当として子ども福祉分野における果たすべき役割 of 重要性を説明し、認識の深化を図る。 ・「子どものいる世帯に対する適切な支援」については、引き続き令和 5 年・6 年度も重点事項に位置付け、事項別監査の項目とし監査を実施する。また、令和 5 年度生活支援業務実施方針においては、全ての区で子どものいる世帯に対する支援を重点事項に掲げ支援を実施することとしている。 【令和 3 年 6 月死亡事例に係る取組状況】 （職位や経験に合わせた研修において、適切な支援の基礎知識や果たすべき役割 of 認識を深めるとともに、課題解決力 of 向上を図ることに）引き続き取り組んでいく。	本庁監査において認められた、支援が十分でない状況 of 世帯に対し、速やかな是正改善が行われ適切な支援につながった。一方で、重点事項に位置付けて 3 年度が経過しているが、生活支援担当に従事する全ての職員への浸透を引き続き図る必要がある。	職位や経験に合わせた研修の実施と、本庁監査における、「子どものいる世帯に対する適切な支援」の実施状況を引き続き確認する。	継続	保）総務部 区）保健福祉部
			○効果的な支援が実践できるよう情報や支援方針 of 共有を図り協働体制を構築する。	関係部署・関係機関との連携を密にし、情報や支援方針 of 共有を図るとともに、各々の不足を補うよう役割分担をふまえた重層的な支援を行った。 母子保健分野の子ども未来局移管に伴い、関連部局との連携に向けた協議を図った（児童虐待の発生予防及び予期せぬ妊娠による困難を抱える妊婦の支援や、連携に関する課題等について本庁と区による横断的な協議を行う「妊娠 SOS 相談事業検討会」を実施した。	ケース支援を通して、共通の目的や協働の視点をもち意識を高めることができた。 妊娠 SOS 相談事業検討会にて、本庁と区 of 連携や課題、支援体制等について検討を行った。	関係部署・関係機関との連携を密にし、情報や支援方針 of 共有を図るとともに、各々の不足を補うよう役割分担をふまえた重層的な支援を行う。妊娠 SOS 相談事業検討会にて、引き続き本庁と区 of 連携や課題、支援体制について検討を行う。	継続	子）子育て支援部 区）保健福祉部
			○各職場において、管理職を中心に業務・部下 of マネジメントを適切に行い、その結果、各職員が協働で事案に当たる意識を醸成する。	自己申告の実施や服務に関する通知を発出する際に、「管理監督者の心得」を参照するよう案内し、管理監督者が果たすべき役割 of 周知徹底を図った。また、新任役職者向けの研修においても、「管理監督者の心得」を活用するなど、マネジメントに関する内容を含めたものとしている。新たに係長職に昇任した職員に対しては、冊子形式でも配布した。 加えて、協働の視点を意識づけるため、評価要素（情報交換力・チームワーク）の着眼点に協働に関する要素を追加した（R5. 4. 1 付け施行）。	部下職員のマネジメントの基本について周知徹底を図ることにより、各職場におけるマネジメントが着実に遂行される一助となった。また、上位の職位への昇任という時期をとらえ、管理監督者としての意識付けを行うことができた。	令和 6 年度についても、研修、通知、「管理監督者の心得」の配布など、あらゆる機会をとらえ、マネジメントの基本 of 定着を図ることに加え、管理職 of 更なるマネジメント力向上策について検討していく。	継続	総）職員部
			○全ての職員が協働の視点をもち業務に取り組むための意識 of 共有を図る。	新採用職員研修、採用 3・5・7 年目職員研修、新任役職者（部長・課長・係長）研修において、協働の視点をもち業務に取り組むことの重要性について、意識付けを行った。	市長等の講話を行うことにより、協働の視点をもち業務に取り組むことの重要性等について、意識付けを行うことができた。	引き続き、協働の視点をもち業務に取り組むことの重要性等について、意識付けを行う。	継続	総）職員部

検証報告書における提言	
3	アセスメントと支援方針の共有を軸とする協働体制の構築と進行管理の徹底の必要性
①	要対協の機能強化及び対象範囲の拡大
②	在宅支援アセスメントシートの更なる活用の必要性
③	各職場単位での組織マネジメントの徹底の必要性
④	各職場で協働の文化を醸成する必要性
⑤	支援の連続性を担保し、ニーズ・リスクの変化に対応する進行管理のあり方の再検討

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針			取組内容	令和 5 年度から令和 6 年度の 取組状況	令和 5 年度から令和 6 年度の 取組に対する自己評価	今後の取組内容	取組 区分	担当部
④	エ	各職場単位で管理職を中心とした職員の意識の向上を図り、協働の文化を醸成する	○役職者向けの研修等を通して、関係部局間の連携など協働の意識向上を図る。	役職者向けの研修において、協働の視点の重要性を再確認する内容のカリキュラムを実施した。	「管理監督者の心得」を実践するためのチェックシートや、グループワークによる具体的事例検討を通して、組織マネジメントや協働意識について学ぶ、効果的な研修を実施することができた。	引き続き、役職者を対象とした研修において、組織マネジメントや協働意識について学ぶカリキュラムを取り入れる。	継続	総) 職員部
			○協働の推進に向けた職員間の情報共有ツールを導入し、有効に活用する。	令和5年2月に全庁的に導入したMicrosoft Teamsを引き続き活用し、業務効率化及び職員間のコミュニケーション円滑化を図った。	各種業務において、自部局内でのやりとりはもちろん、複数部局が関わる際にはグループチャットやチームを作り、スムーズな情報共有や意見交換を図る文化が徐々に浸透してきている。	引き続きビジネスチャットの活用を促進し、スムーズな情報共有を行い、組織の垣根を越えた連携・協働を推進していく。	継続	総) 改革推進室
⑤	オ	切れ目のない支援を行うとともに、ニーズやリスクの変化に対応した適切な進行管理を徹底する。	○職位別研修を通して、進行管理の重要性について、意識の向上を図る。	新採用職員研修や役職者向けの研修において、進行管理の重要性や、役職者に求められる役割について学ぶカリキュラムを実施した。	それぞれの職位に応じて、進行管理の重要性や、仕事を管理する上で役職者に求められる役割について学ぶ、効果的な研修を実施することができた。	引き続き、進行管理の重要性や、仕事を管理する上で職位に応じて求められる役割について学ぶ研修を実施する。	継続	総) 職員部
			○ニーズやリスクの変化を見逃さず状況に応じた支援や組織としての適切な進行管理を行う。	<u>・ 伴走型相談支援事業が開始となり、妊娠期アンケートによるニーズ把握と支援を強化した。妊娠期からの切れ目のない支援とともに情報提供を行うことで、ニーズに合わせた支援の充実を図った。</u> <u>・ 特定妊婦の支援については、ニーズ・リスクの変化を踏まえたアセスメントと組織的な支援方針の検討について継続して実施した。</u> <u>・ 令和 6 年度からは、ハイリスク支援対象者の種別を整理したほか、おやこ支援担当係長のマネジメントによりハイリスク支援が充実されるようマニュアルを作成した。</u> <u>・ 特定妊婦リスクアセスメントシートを新設し、特定妊婦に対するアセスメントの質の向上を目指し、運用を開始した。</u> <u>・ 産後ケア事業を拡充し、訪問型を開始。訪問型については対象年齢を生後 6 か月未満から生後 1 歳未満に広げ、多様なニーズに対応できるようにした。</u>	特定妊婦の定義や、支援の体制を整理し、組織的な判断が徹底できるような見直しを実施できた。また、伴走型相談支援の開始に伴い、妊婦のニーズを把握することで、支援が必要な対象者を把握し支援することができた。	<u>関係機関との連携とともに支援ニーズに応じた切れ目のない支援の充実を図るため、令和 7 年度より制度化する妊婦等包括相談支援事業の実施体制や対象について検討を図っていくほか、産後ケア事業を拡充し、対象年齢を広げる。</u>	拡充	子) 子育て支援部 区) 保健福祉部

検証報告書における提言	
3	アセスメントと支援方針の共有を軸とする協働体制の構築と進行管理の徹底の必要性
①	要対協の機能強化及び対象範囲の拡大
②	在宅支援アセスメントシートの更なる活用の必要性
③	各職場単位での組織マネジメントの徹底の必要性
④	各職場で協働の文化を醸成する必要性
⑤	支援の連続性を担保し、ニーズ・リスクの変化に対応する進行管理のあり方の再検討

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針			取組内容	令和5年度から令和6年度の取組状況	令和5年度から令和6年度の取組に対する自己評価	今後の取組内容	取組区分	担当部
⑤	オ	切れ目のない支援を行うとともに、ニーズやリスクの変化に対応した適切な進行管理を徹底する。	○切れ目のない支援を行うための基本的ルールを策定するとともに、各区に対する監査等を通じ、その内容の実践を確保する。 ※令和3年6月死亡事例の検証報告を踏まえ取り組む内容と一体化	引き続き、通知や監査等を通じて、切れ目のない支援を行うための基本的ルールの周知や実践を確保する。また、ニーズやリスクの変化に組織的に対応すること、属人的であったケースワークの手法について平準化を図る等を目的に、各区にこども支援の窓口となる役割（係長職）を設置している。 【令和3年6月死亡事例に係る取組状況】 引き続き、通知や監査等を通じて、切れ目のない支援を行うための基本的ルールの周知や実践を確保する。 また、ニーズやリスクの変化に組織的に対応すること、属人的であったケースワークの手法について平準化を図る等を目的に、各区にこども支援の窓口となる役割（係長職）を新たに設置した。	切れ目のない支援を行うための基本的ルールの共有を図った。	切れ目のない支援を行うための基本的ルールを周知するとともに、組織的な対応の充実を図る。	継続	保）総務部 区）保健福祉部
			○支援を要する世帯におけるリスクが高まる状況（交際相手の出現、転居など）を理解し、実際にリスクが高まる状況が生じた際に、情報共有、再アセスメントや支援方針の見直しを行い、切れ目のない支援を行うことができる体制を整える。	支援を要する世帯のリスク上昇（転居や交際相手の出現など）を察知した際、国が定める児童相談所運営指針や当所マニュアルに基づき、段階的に所内協議を行い方針決定している。	リスク変化を察知した場合の対応は、担当者が抱え込むことなく所内での協議などを行い、児童相談所運営指針や当所マニュアルに具体的に示された手続に沿って取り組むことができている。	支援を要する世帯のリスク上昇を察知した際は、児童相談所運営方針や当所マニュアルに基づき、所内協議のうえ対応方針を決定し対応する。	継続	子）児童相談所 区）保健福祉部

検証報告書における提言	
4	児童相談所における介入機能と役割の明確化の必要性
①	児童相談所の調査体制のあり方と専門性の検討
②	警察との連携、役割分担の明確化
③	休日・平日夜間時の調査対応の強化
④	児童相談所における区との連携の強化

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針			取組内容	令和 5 年度から令和 6 年度の取組状況	令和 5 年度から令和 6 年度の取組に対する自己評価	今後の取組内容	取組区分	担当部
①	ア	介入と支援に対応した調査体制を強化するとともに、専門性を生かした体制の構築を図る。	○調査担当の職員体制を強化することで、虐待が疑われる案件への迅速な介入、適切なリスクアセスメントを行う。 ○虐待案件の特徴に応じて、医師職や弁護士等の職員が専門的な見地から見立てを行う。また、専門職がその専門性を生かすことができる体制を整える。	令和 5 年度からは東部児童相談所開設を見据えて、さらに教員係長 1 名を加配し、教員係長 2 名の体制にし、教育機関との連携をより強化している。 また、令和 5 年度までは道警から係長職の派遣を受け入れていたが、令和 6 年度より格上げし、課長職の派遣を受け入れ、さらに本市から道警に課長職を派遣し、相互派遣としている。	児童虐待案件の特徴に応じて、医師職、弁護士等の専門職の専門的な知見からのアセスメントを行っている。また、専門職が虐待対応の方針策定に関わる会議に積極的に出席し、助言する体制をとっている。	令和 7 年度の東部児童相談所開設を見据え、引き続き、各職員の専門性を生かすことができるよう、弁護士職や警察職の効率的な勤務体制などについて検討を行っている。	拡充	子) 児童相談所
②	イ	児童相談所と警察との連携のあり方、調査方針、役割分担の明確化を図る。	○児童相談所と警察との協議や研修等を企画し、相互理解を深めることで役割分担を明確化し、良好な関係を構築する。 ○適切なリスクアセスメントによる組織的対応と警察派遣職員の介入による助言、指導を徹底する。	令和 6 年度から本市、道警との一層の連携強化のため課長職の相互派遣としている。連絡協議会を開催し、業務の問題点や改善点を抽出し、組織的に共有し、検証することで業務改善及び体制強化を図った。また、合同研修では、双方の緊密な連携強化、対応技術の向上を図った。	今年度から課長職の相互派遣となっていることや定期的な協議会や合同研修等を開催し、双方のスキルアップを図り、相互理解とより強固な連携を図ることができた。	実務者協議や合同研修等により、連携すべきケース、情報共有の方法やタイミング等について相互理解を深め、連携を強化する。	継続	子) 児童相談所
③	ウ	休日・平日夜間時の通告に対する調査実施体制を強化する。	○休日・夜間時の通告について、48 時間以内の児童の安全確認、リスクに応じた迅速な対応を行う。	令和 4 年度から引き続き、土日祝日及び平日夜間のシフト勤務を実施し、正規職員による休日・夜間の勤務体制を強化している。 休日夜間児童虐待対応支援員の任用を進め、8 名体制としている。 令和 7 年度からの東部児童相談所開設による 2 所体制下での休日・平日夜間時の通告に対する調査実施体制の検討のため、所内プロジェクトチームを立ち上げた。	令和 7 年度からの児童相談所 2 所体制に向けて、2 所体制下での休日・平日夜間時の通告に対する調査実施体制の検討を進めることができた。	令和 7 年度からの児童相談所 2 所体制下での休日・平日夜間の調査実施体制を維持しつつ、養護相談にも対応するための職員配置や、2 所間の連絡体制や 2 所共通となるマニュアル作成について検討する。	拡充	子) 児童相談所
④	エ	児童相談所と各区の有機的な協働体制を構築する。	○地域資源を活用しながら面的支援を行うことができる区と、重大・緊急案件に対して一時保護等の行政処分権限を有して対応する児童相談所が、それぞれの役割・強みについて理解し、役割を果たしながら支援を行う体制を整える。 【再掲】	令和 3 年度から、児童虐待通告後の見守り体制を強化するため、児童相談所が虐待通告を受けて調査を行ったもののうち、一定のリスク要因が認められるものについては、各区家庭児童相談室へ対応を引き継ぎ、要対協進行管理ケースとして見守りを行う取組（モニタリング）を開始。 令和 3 年度からの取組の実施状況を踏まえ、児童相談所・各区家庭児童相談所それぞれの適正や強みを生かし、より効果的な運用にするため、令和 5 年度に制度の見直しを行った。【再掲】	モニタリング制度を見直すことで、児童相談所・各区家庭児童相談室それぞれの適正や強みをより生かした運用となり、虐待のリスク要因がある世帯について、要対協の枠組みの中でリスク変化を早期に把握し、必要な支援策を講じることが可能となった。【再掲】	モニタリング制度について、見直し後の制度について継続して実施し、関係機関による平時からの見守りを強化する。【再掲】	継続	子) 児童相談所 区) 保健福祉部

検証報告書における提言	
5	専門的力を持つ職員を育成する体制の構築
①	児童福祉司の採用、育成と人事異動のあり方
②	保健師の人材育成のあり方
③	中堅職員の育成
④	職員研修の実質的機能強化

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針			取組内容	令和 5 年度から令和 6 年度の取組状況	令和 5 年度から令和 6 年度の取組に対する自己評価	今後の取組内容	取組区分	担当部
①	ア	区や児童相談所の体制強化に向けた児童福祉司の採用、育成と人事異動を行う。	○法改正の動向や 2 か所目の児童相談所設置を見据えて、児童福祉司等の専門職員を計画的に配置する。	・国基準を満たすための専門職員を児童相談所に配置するとともに、昨年度に引き続き、社会人経験者の採用を行った。 ・児童相談所に常勤弁護士（法務担当課長）を置き、体制強化を図っている。 ・東部児童相談所の開設に向けて、機構・定数に係る協議を進めた。	・常勤弁護士による職員向けの研修なども実施し、児童福祉司等の専門性向上が図られた。 ・令和 7 年度の 2 か所体制を見据えては、配置方法を検討するとともに、一時保護所職員についても国基準を満たす配置が必要となる。	・東部児童相談所の開設の効果・検証等を行いながら、より適切な体制について検討を進める。	継続	総）職員部 子）児童相談所
			○子ども虐待防止に取り組む専門集団を形成し、困難を抱える子どもや世帯を適切に支援できる体制を整える。	令和 4 年度末に策定した「子ども虐待防止に関する職務に従事する職員の人材育成ビジョン」に係る取組を進め、常設の「子ども虐待防止に係る職員の人材育成検討委員会」に報告した。	・常設の人材育成検討委員会を活用しながら、職員育成ビジョンに係る取組を推進するとともに、ビジョン自体の普及啓発を進めることができた。	・引き続き常設の人材育成検討委員会を活用しながら、職員育成ビジョンに係る取組を推進するとともに、ビジョン自体の普及啓発を進める。	継続	総）職員部 子）児童相談所
②	イ	地域の保健福祉活動全般を担うための保健師の育成を図る。	○人材育成のあり方を検討するワーキング等において、札幌市の保健師活動や人材育成の現状と課題を整理し、今後の保健師の育成の方向性を明確にする。 ○ガイドラインやキャリアラダー等の作成により、専門的力を持つ保健師を育成するための、個別性を重視した効果的な人材育成体制を整える。	・札幌市の保健師活動や人材育成の現状と課題、今後の保健師の育成の方向性、キャリアラダーを活用した人材育成の仕組み等を示した人材育成ガイドラインを作成し、令和 5 年 5 月から運用を開始 ・ガイドライン及びキャリアラダーの積極的な活用に向けて、組織的な理解を促進するため人材育成研修会を開催 ・キャリアラダーを活用した人材育成の取り組み状況を把握し、運用方法等の課題を明確化	ガイドラインの活用・浸透に取り組み、保健師（一般職）全員がキャリアラダーの自己チェックを実施できた。また、実効的に人材育成を推進できるよう、保健師のキャリアレベルの到達状況を把握し、市全体の傾向や育成を強化すべき能力を明らかにしたほか、より適正な自己評価になるよう運用方法の見直しを行った。	能力獲得状況や人材育成の課題を把握する。また、より質の高い保健活動の展開に向けたキャリア別の人材育成研修を実施予定。	継続	保）ウェルネス推進部 区）保健福祉部
			○職員の経験蓄積ができるような配置とともに、行政需要やキャリアプランを考慮した人事異動を実施する。	令和 5 年 5 月から札幌市保健師人材育成ガイドラインの運用を開始したことから、より計画的な人材育成を図ることを考慮した人事異動を実施する。	・定期異動において、計画的な人材育成を図ることを考慮した人事異動を実施できた。	・引き続き、各職場の体制強化や職員の計画的な人材育成を図ることを考慮しつつ、職員の希望、適性、職場の意向等を踏まえて、人事異動を実施する。	継続	総）職員部

検証報告書における提言	
5	専門的力を持つ職員を育成する体制の構築
①	児童福祉司の採用、育成と人事異動のあり方
②	保健師の人材育成のあり方
③	中堅職員の育成
④	職員研修の実質的機能強化

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針			取組内容	令和 5 年度から令和 6 年度の 取組状況	令和 5 年度から令和 6 年度の 取組に対する自己評価	今後の取組内容	取組 区分	担当部
③	ウ	組織の中心的な役割を果たす中堅職員の育成を図る。	○社会的養育環境の急速な変化や関係法令の改正等に迅速かつ適切に対応できる中堅職員・スーパーバイザーを育成・配置できる育成方針等を構築する。	・令和 4 年度末に策定した「札幌市一般事務（福祉コース）育成方針」に基づく研修実施や個人面談におけるキャリアダーの活用など、具体的な取組を展開した。 ・研修については中堅期を新設し、11 月に実施するとともに、スーパーバイザー向けについては、対象を拡大して 12 月に実施。	・福祉行政の中核を担う福祉コース職員について育成方針を示すことで、キャリアダーの活用やジョブローテーションの実施、研修等を通じて組織的・計画的な育成を進めることが明確化された。	引き続き期別研修や個人面談におけるキャリアリーダー活用等の取組を実施。	拡充	総）職員部 保）総務部 子）児童相談所
			職位別研修を通して、組織の中心的役割を担う職員への成長を促し、職員の育成を図っていく。	採用年次に応じた研修において、リーダーシップ、チーム力向上などを学ぶカリキュラムを実施した。	事例診断などを通して後輩育成に必要なリーダーシップやチーム力向上等について学ぶ、効果的な研修を実施できた。	より職員の成長を促すことができるよう、職位別研修の実施形態や内容について検討する。	継続	総）職員部
④	エ	実施手法の工夫や効果測定により、職員研修の実質的な機能の強化を図る。	○採用年次や職位に応じた研修の中で、自治体職員として基本となる価値観の再認識を図っていく。	新採用職員研修、採用 3・5・7 年目職員研修、新任役職者（部長・課長・係長）研修において、協働の視点を持って業務に取り組むことの重要性について、意識付けを行った。	市長等の講話を行うことにより、協働の視点を持って業務に取り組むことの重要性等について、意識付けを行うことができた。	引き続き、協働の視点を持って業務に取り組むことの重要性等について、意識付けを行う。	継続	総）職員部
			○保健師個々のキャリアレベルに応じた効果的な人材育成を推進するための研修体系を作成し、専門的力を持つ保健師を育成する研修体制を整える。	・ガイドライン及びキャリアラーの積極的な活用に向けて、組織的な理解を促進するため人材育成研修会を開催した。 ・「OJT（職場内研修）」「Off-JT（職場外研修）」「ジョブローテーション」「自己研鑽」の連動による効果的な人材育成を推進するため、「ガイドライン」に「札幌市保健師研修体系」を位置付けた。 ・今後の人材育成について「OJT（職場内研修）」「Off-JT（職場外研修）」「ジョブローテーション」「自己研鑽」を基本として推進し、ともに育ちあう職場づくりを目指すこととした「人材育成体系図」を位置付けた。 ・「ガイドライン」の中で OJT における役割を明確化。 ・目指す保健師活動を実践するための能力を高めることを目的とし、新任期（1～4 年目キャリアレベル A-1～A-2）中堅期（5 年目以上キャリアレベル A-3～A-4）係長職（キャリアレベル A-4～A-5）のキャリアレベル別研修会を実施。	人材育成ガイドラインに研修体系を位置付け、キャリアレベルに応じ、獲得・強化すべき能力や技術の向上に向けた研修を、看護系大学との連携により企画、実施した。	より質の高い保健活動の展開に向けたキャリア別の人材育成研修を実施予定。	継続	保）ウェルネス推進部 区）保健福祉部
			○子ども虐待防止には専門性が必要であると職員一人一人が自覚した上で、育成体系（育成ビジョン）に基づく体系的な研修により、市全体の専門性の底上げや協働文化の醸成を図る。 ※令和 3 年 6 月死亡事例の検証報告を踏まえ取り組む内容と一体化	・多職種合同研修について令和 4 年度のモデル区での施行実施を踏まえて、令和 5 年度より全区展開し、協働の文化醸成のため重大事案に係る振り返りやグループワークなどを実施した。 ・広く福祉職場で働く職員の専門性獲得に向けて、令和 6 年度に区保健福祉部職員等を対象とした対人援助研修を実施したほか、庁内研修情報等の集約・発信を行った。	・各区が令和元年 6 月事例の外部評価報告書の趣旨や本部長指示を踏まえて、多職種合同研修を実施するため、児童相談所では推進役を担った。 ・研修実施等により、行政コースを含む幅広い職員を対象に、専門性向上につながる働きかけを行うことができたが、福祉職場全体の底上げのためには、今後も取組を継続する必要がある。	・引き続き多職種合同研修及び対人援助研修を実施。	拡充	保）総務部 子）児童相談所

検証報告書における提言	
6	思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みの必要性
①	思春期・若年期の女性を対象とした支援制度の創設
②	高等学校との連携・支援体制の必要性
③	児童虐待とDVの特性を踏まえた連携体制の構築の必要性

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針			取組内容	令和 5 年度から令和 6 年度の取組状況	令和 5 年度から令和 6 年度の取組に対する自己評価	今後の取組内容	取組区分	担当部
①	ア	10 代後半の女性にみられる諸課題に対応した、新たな支援の枠組みを構築する。	○関係部局は、暴力や性的搾取被害などの困難を抱え、居場所がないと感じている思春期・若年期の女性がいる、という共通認識を持つ。	夜回りやSNSパトロールなどのアウトリーチ型支援、一時的な宿泊場所の提供、自立支援を行う事業、関係機関連携会議を実施。	令和 5 年度は、広報カードを広く配布し、事業の周知に努めた。居場所提供においては、事前の面談で、居場所提供後の支援方針を概ね定めて居場所の提供を行うよう努めたため、短期間の居場所提供から、次に必要となる支援に繋げることができた。また、居場所提供をしていない女性とも継続的な連絡をとり伴走型支援を行うなど、当事者が必要とする支援を実施することができた。	・夜回りやSNSパトロールなどのアウトリーチ型支援、一時的な宿泊場所の提供、自立支援を行う事業、関係機関連携会議を実施 ・地下鉄駅構内の女性用トイレおよびユニバーサルトイレに、事業周知のためのステッカーを貼付し、効果的な広報活動に取り組む。	拡充	子) 子ども育成部
			○児童福祉法、母子保健法、配偶者暴力防止法等の法律には該当しない支援対象者の方へは、組織の枠を超えて、協働で支援に当たる体制を整える。	・令和 6 年度より妊娠SOS相談事業を開始し、妊娠葛藤を抱える若年の方等への支援体制を整備した。	・令和 6 年度より妊娠SOS相談事業を開始し、妊娠葛藤を抱える若年の方等へ、相談や居場所支援等、支援体制を構築することができた。	・妊娠SOS相談事業については、現行の取組を継続するとともに、居場所支援の拡充についても検討を行っていく。	拡充	子) 子ども支援部
②	イ	高等学校との連携による支援体制を構築する。	○各学校、関係機関が、スクールソーシャルワーカーの役割について理解し、効果的な連携を図っていく。	市立高等学校に、スクールソーシャルワーカー活用事業に係るガイドブックを提供したほか、各区の家庭児童相談室を訪問し、スクールソーシャルワーカー活用事業についての周知を行うことで、事業への理解が進み、円滑な連携を図れるよう進めた。	関係機関と連携するためのスクールソーシャルワーカーの事業説明と体制の強化に向けての検討。	市立学校及び関係機関への事業周知とスクールソーシャルワーカーの体制強化のため、引き続き問題を抱える子どもの背景にある様々な環境に働きかけ、福祉的な視点での助言を行ったり、関係機関との連絡体制を強化するべく検討を行っていく。	拡充	子) 子ども育成部 教) 学校教育部
			○若者支援総合センターは、学校と連携し、進路未定者や生活面で悩みを抱える若者に対して必要な支援を行うとともに、高等学校をはじめとした学校との連携が強化され、切れ目のない支援体制を整える。	市内中学校・高等学校への訪問のほか、定時制高校等での校内居場所づくり事業や学校内ユースワーク事業により、中高生を対象に進路相談や生活面等の幅広い相談に応じ、支援につなげている。また、高校中退者等への学習支援や家庭生活体験事業を通して、困難を抱える子ども・若者への支援を実施した。	市内中学校のほぼ全校への積極的な直接訪問や各高等学校等との個別の支援ケース毎のつながりを積み重ねることにより、個別面談回数が増加している（令和 4 年度780件→令和 5 年度1,184件）など、学校連携を年々強化することができている。	現行の取組を継続することで、切れ目のない若者支援を実施していく。	継続	子) 子ども育成部

検証報告書における提言	
6	思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みの必要性
①	思春期・若年期の女性を対象とした支援制度の創設
②	高等学校との連携・支援体制の必要性
③	児童虐待とDVの特性を踏まえた連携体制の構築の必要性

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針			取組内容	令和 5 年度から令和 6 年度の 取組状況	令和 5 年度から令和 6 年度の 取組に対する自己評価	今後の取組内容	取組 区分	担当部
③	ウ	児童虐待とDVの特性を踏 まえた連携体制を構築する。	○DV相談で児童虐待が疑われるケースについて、DV被害相談担当部局と児童相談所が、更なる情報共有や個別ケース会議を行って対応する共通認識を持つ。 ○相談員研修やデートDV防止講座に児童相談所職員や区家庭児童相談室の職員等が参加し、相互の業務への理解を深め、相互連携時の切れ目ない体制作りを整える。 ○児童相談所とDV被害相談担当部局において、DV・児童虐待防止の広報啓発を協力して実施し、広く市民に制度を広める。 ○DV被害に遭い、シェルターや一時保護施設に保護者とともに入所した児童に対して、DV被害相談担当部局と児童相談所が連携した心理ケアを行い、切れ目のない支援体制を整える。	・DV相談のうち、子ども虐待や面前DVを疑われる事案について、市)男女共同参画課・児童相談所・DV被害者支援団体が個別ケース会議を行った。 ・DV被害に遭い、シェルターや一時保護施設に保護者とともに入所した児童に対して、DV被害相談担当部局と児童相談所が連携した支援方針の確認を行った。 ・相談員研修やデートDV防止講座に児童相談所職員や区家庭児童相談室の職員等が参加し、相互の業務への理解を深めた。 ・市)男女共同参画課と児童相談所とにおいて、DV・児童虐待防止の広報啓発を協力して実施し、広く市民に制度を広めた。 ・DV相談で児童虐待が疑われるケースについて、市)男女共同参画課より児童相談所へ情報提供を行った。	・男女共同参画課、児童相談所、札幌市配偶者暴力相談センタースタッフによる会議において、DV支援の現状や、DVを目撃した児童(面前DV)への支援の現状や課題など情報共有を継続し、令和 5 年度については、個別事案について支援方法の討議を行うことができた。 ・今後は、各区の支援拠点の中核的機能を果たす家庭児童相談室も含め、援助希求能力の低い親の背景にはDVがある可能性があることも考慮に入れ、複数の関係機関が対応するといった、実質的な連携強化策を検討する必要がある。 ・家庭児童相談室を含む区保健福祉部職員、児童相談所職員等がDV相談員研修を受講し、専門性を高める取り組みを継続することが有効と思われる。	・DV相談で児童虐待が疑われるケースが発覚した際には、DV被害相談担当部局と児童相談所が、情報共有や個別ケース会議を行って対応する。 ・DV相談員研修やデートDV防止講座に児童相談所職員や区保健福祉部職員等が参加し、相互の業務への理解を深め、相互連携時の切れ目ない体制作りを整える。 ・児童相談所とDV被害相談担当部局において、DV・児童虐待防止の広報啓発を協力して実施し、広く市民に制度を広める。 ・DV被害に遭い、シェルターや一時保護施設に保護者とともに入所した児童に対して、DV被害相談担当部局と児童相談所が連携した心理ケアを行い、切れ目のない支援体制を整える。	継続	市)男女共同参画室 子)児童相談所

検証報告書における提言	
7	過去の検証報告書の進捗状況についての検証機会の必要性
①	過去の検証報告書の進捗状況についての検証機会の必要性

【取組区分】
今後の取組の方向性
新規：新たな取組を実施していく項目
拡充：現在の取組を拡充していく項目
継続：現在の取組を継続する項目

取組方針			取組内容	令和 5 年度から令和 6 年度の 取組状況	令和 5 年度から令和 6 年度の 取組に対する自己評価	今後の取組内容	取組 区分	担当部
①	ア	過去の検証報告書における 提言を踏まえた児童虐待防止 対策の進捗管理や検証を行 う。	○本事案から得た教訓を風化させないた めに、定期的な振り返りや外部の目も入れた 点検と評価を継続的に実施する体制を整え る。	・児童虐待防止推進対策本部会議を開催 し、各局区 of 取組を全庁的に共有し、取組 of 成果の確認や今後の方向性を議論するこ とで、児童虐待防止に関する取組を推進し た。 ・人材育成検討委員会を今後も定期的に開 催し、人材育成 of 取組について外部の専門 家と札幌市職員が協働で点検・評価を行 い、取組 of 方向性を検討した。	・児童虐待防止推進対策本部会議を開催 し、関係部局において組織横断的に課題認 識をするとともに、議論することで虐待防 止に対する意識の向上を図ることができ た。 ・人材育成検討委員会を令和 5 年度及び令 和 6 年度上半期にも継続的に開催し、取組 内容を定期的に点検・評価する体制を整え ることができた。	・児童虐待防止推進対策本部会議を開催 し、各局区 of 取組を全庁的に共有し、取組 of 成果の確認や今後の方向性を議論するこ とで、児童虐待防止に関する取組を推進し ていくとともに、今後は特に未然防止の観 点も議論することとする。 ・令和 7 年度上半期に開催予定 of 人材育成 検討委員会において、令和 6 年度の総括及 び令和 7 年度以降 of 取組について外部委員 のご意見もいただきながら関係局が組織横 断的に進めていく。	継続	子) 子ども育成部